

## 序章 「家」と「家庭」の近代

本論文は、近代日本の「家族」言説と家族社会学研究の学説史を対象に、家族情緒がどのように論じられ、また理論化されてきたかを探求するものである。

1980 年代以降の日本の家族社会学、家族史研究においては、西欧社会史研究を出自とする近代家族論の受容によって、日本の「近代家族」の形成を問う歴史社会学研究が蓄積されてきた。この研究領域で「近代家族」の重要なメルクマールとされてきたのが、母性愛や夫婦愛などの家族の情緒的關係である。

日本における西欧型の「近代家族」的な理念の受容は、明治期であるとされている。明治 20 年代には、「家庭（ホーム）」という言葉が、旧来の伝統的なあり方とは異なる家族像を示すものとして流通した。この理念は、大正期に台頭した都市部の新中間層によって現実に担われはじめ、彼ら／彼女らが営んだ家族はしばしば、戦後日本に隆盛した「日本型近代家族」の源流に位置づけられている。

しかし、近代日本の家族論に着目すると、日本の伝統的家族である「家」にまつわる情緒的關係の言説も多く見出される。また、1960 年頃までの家族研究においては、「家」の情緒的關係についての議論もなされていた。近代家族論の展開以降は捨象されてきたこれらの言説や学説に着目することで、「家」と「近代家族」の両者を踏まえた包括的な歴史社会学研究の展開が可能になると考えられる。

以上を念頭に置き、本論文では家族の情緒的關係を、特に「家」と関連づけられたものに焦点をあわせて議論を展開する。その作業から、(1) 家族研究における「家」の情緒的關係についての理論的系譜を示し、(2) 「近代家族」との種差性および関連を踏まえて近代日本における「家」の情緒的關係に関する言説を分析することで、(3) 「家」と「近代家族」の情緒的關係の規範が競合する日本の家族の近代化の様相を論証し、その関係を理論的に再検討することが、本論文の目的である。

本論文は、二部にわたって構成されている。第一部（第 1～3 章）では、日本の家族研究を対象に、家族の情緒的關係の理論化についての学説史的検討をおこない、第二部（第 4～

7章)では、近代日本の「家族」にまつわる言説を対象に、家族の情緒的関係についての歴史社会学研究をおこなう。各部各章の概要と構成は以下である。

## 第一部 家族情緒と家族社会学研究

第一部では、戦前期から1960年代前後までの家族研究において、家族の情緒的関係、特に「家」の関係性がどのように理論化されてきたかということについて検討した。1960年代以降の家族研究においては、都市部の核家族を主な分析対象とする「核家族パラダイム」が成立し、家族社会学という研究領域が確立した。しかしそれ以前の家族研究は、村落研究者や民俗学者、また法学者などが関わる、学際的な研究領域だった(池岡 2009)。第一部では、戦後家族社会学の礎を築いた戸田貞三とその後継者の議論だけでなく、敗戦直後に法学者を中心に展開された「家族の民主化」論、そして村落研究者の有賀喜左衛門の理論をとりあげ、家族研究の多様性を踏まえながら、学説史を分析した。

## 第1章 家族研究における「ピエテート」概念受容の諸相

### ——戸田貞三と川島武宜の家族論にみる情緒と権威の関連性

第1章では、戸田貞三と川島武宜によるマックス・ヴェーバーの「ピエテート (Pietät)」概念の受容をみることを通して、戦前戦後の家族研究における、情緒的関係と権威服従関係の関連性を検討した。現在の家族研究においては、「家」は情緒的関係ではなく、権威服従関係があることに特徴があるとされており、ヴェーバーの「ピエテート」概念は、その関係性を支える意識として理解されている。だが、戸田と川島の「ピエテート」概念の受容に着目すると、彼らその概念を、戦前の「家(家族制度)」における情緒的関係と権威服従関係の結合を論じるために用いていたことが明らかになる。

分析の結果は以下の通りである。戸田は「ピエテート」概念を「従属」と訳し、その要素を家族の普遍的な性質として、自身の家族定義に採用していた。その定義は、戦前日本の「家長的家族」(「家」)にもあてはめられていた。「家長的家族」は「従属」の要素が強く、表面的には権威服従関係の形を取るが、戸田の議論においてその関係は、「自発的」になされた「感情的融合」と解釈され、情緒的な関係とされていた。

一方川島は、「ピエテート」概念を「恭順」と訳し、戦前の「家(家族制度)」における権威服従関係を批判するためにその言葉を用いていた。川島にとっては、その権威服従関係が、

「自発的」になされた情緒的關係に転化することが問題であり、「ピエテート」概念はその關係性をあらわす際に用いられた。

戸田と川島はともに、戦前の「家(家族制度)」を射程にいれ、そこにおける、「近代家族」とは性質を異にする情緒的關係について論じていた。いわば、現在では家族の情緒的關係とはみなされにくい關係性を、家族の情緒的關係として捉えていたといえる。

さらに第1章では、戸田と川島の後続にあたる家族研究者のテキストの検討を通して、戦前および戦後初期の家族研究で理論化されていた「家(家族制度)」の情緒的關係への視点が、1960年代以降の家族研究においては後景化していったことを示した。戦後日本社会において、戸田と川島が論じていた「家(家族制度)」の実態が変容していく過程と、「ピエテート」概念が家族の情緒的關係をあらわす言葉とみなされなくなっていく過程は重なっているといえる。

以上の検討から、第二部における近代日本の「家族」の分析について得られる示唆として、「近代家族」とは異なる、「家」における情緒的關係への視座を指摘した。近代家族論においては、近代日本の家族を分析する際は、従来の家族研究との接合も含めて、「家」と「近代家族」の重層性を捉える必要性が指摘されてきた。こうした対比がなされる場合、家族の情緒的關係は「近代家族」の特性とみなされ、「家」の権威服従關係とは切り離されて考えられがちだった。しかし戸田と川島は「家(家族制度)」の権威服従關係と不可分の情緒的關係について語っていた。彼らが語った情緒的關係は、「家(家族制度)」の内部でこそ、成り立つものであった。

すなわち、近代日本の「家族」を分析する際、特にそれを「家」と「近代家族」の二重構造と捉える場合は、「近代家族」に見られる情緒的關係を、家族の情緒的關係のあり方として一義的に把握するのではなく、「情緒概念の多義性」への着目が必要であるということである。第1章で導き出されたこの視点は、第二部の歴史社会学研究に応用される。

## 第2章 戦後民主化と家族の情緒

### ——「家族制度」と「民主主義的家族」の対比を中心に

第2章では、敗戦直後に法学者を中心に展開された「家族の民主化」論を対象に、そこで理論化されていた「家(家族制度)」と「民主主義的家族」の情緒的關係の対比を検討した。現在、「家族の民主化」論は、「制度から友愛へ」(Burgess & Locke 1945)という図式に象徴されるように、「家(家族制度)」と「民主主義的家族」を、後者の情緒的關係を強調する

形で描いたとみなされている。しかし「家族の民主化」論の検討から明らかになるのは、「家族制度」と「民主主義的家族」の対立は、情緒的関係の有無において分別されたのではなく、各々の情緒的関係のあり方をめぐって分別されていたということである。第2章ではその分別を、「明るくなごやかでありえた家族制度」と「必ずしも明るくなごやかにならない民主主義的家族」という対立として図式化した。

分析の結果は以下の通りである。「民主主義的家族」は、家族構成員に「権利義務」を認め、またその結合の根拠を、権威服従関係にあらがう「主体的」な精神に位置づける。そのため、家族の情緒的一体感を時には侵害する個人同士の対立が保障される形になり、「必ずしも明るくなごやかにならない民主主義的家族」になる。

対して「家族制度」は、「権利義務」が原理的に認められず、また構成員が権威服従関係を内面化することが要請されていたため、「暗く封建的」ではあったが、「明るくなごやかでありえた家族制度」となる。もちろん民主化論者は、「明るくなごやかにならない」家族を奨励していたわけではなく、「制度から友愛へ」というテーゼが一面では示すように、情緒的関係に重きをおく家族を理想視していた。要点となるのは、「民主主義的家族」における情緒的関係は、「民主主義」を認めるという前提のために、「必ずしも明るくなごやかにならない」ものになるということである。

第2章では以上のように、「家族の民主化」論で描かれていた「家族制度」と「民主主義的家族」の対立は、情緒的関係の有無ではなく、当時目指されていた「民主主義」にもとづく情緒的関係の有無であったと位置づけ、民主化論者による家族の情緒的関係の分節化のロジックを検証した。さらに第2章では、「家族の民主化」論の限界でもある、ジェンダー役割など家族像の「固定化」を乗り越えるためにも、そこで提起されていた民主主義の理念および「固定化」への警戒が、現在求められる「家族の民主化」とは何か、またそれが適用される関係とは何かを問い直すためにも有用であるという点を中心に、「民主主義的家族」の理念の現代的意義についても考察した。

### 第3章 有賀喜左衛門の民主化論

#### ——「家」の民主化と「家族」の民主化

第3章では、有賀喜左衛門のテキストを中心に、戦後における「家」の関係性の変容についての家族研究の議論を検討した。有賀は使用人との関係など、非血縁者を含む「家」の情緒的関係にも着目していた論者として知られている。だがこのような関係性は、第2章で

もみた戦後の民主化論において否定的に評価され、また実態としても衰退していく傾向にあった。第3章の検討からは、有賀が戦後の時代状況のなかで、「家」が「民主化」していくという論理で、「家」の紐帯の持続と変容について独自の立場で議論していたことが明らかにされる。

分析の結果は以下の通りである。敗戦直後の論壇においては、戦時体制の反省や知識人の体験から、「家」や農村が、「民主主義」を阻むものとして問題化されていたが、有賀は異なる視点から「家」と「民主主義」について問題化していた。そして検討から明らかにしたのは、当時の有賀は、戦後の革新陣営の見解に対抗しながら、「ヒューマニズム」にもとづいた「デモクラシー」と「家」の「一歩前進」を論じ、再開した農村の調査などをもとに、「民主的な家」があらわれていることを主張していたことである。

第3章では、こうした有賀の議論の軌跡を「家の民主化」として位置づけ、第2章の「家族の民主化」論との対比から、戦後の家族研究における有賀の立ち位置を浮き彫りにした。

以上、第一部でみた、戦前から敗戦直後までの家族研究者の問題意識の検討から、第二部に接続する課題として提示したのは、「近代家族」とは異なる体系性をもった「家」の情緒的關係をみる視点である。第二部では、その実証的研究として、近代日本における「家族」言説を対象に、検討をおこなった。

## 第二部 家族情緒と近代日本の「家族」

第二部では、近代日本の公的な水準における「家族」言説を対象に、そこで論じられていた情緒的關係を、特に「家」と関連づけられたものを重視して検討をおこなった。近代家族論にもとづく歴史社会学研究が明らかにしてきたように、明治期においては、「家庭」という言葉が「近代家族」的な家族像をあらわすものとして流通し、啓蒙的な知識人がその議論を主導した。しかし明治中頃から「家庭」論に対抗して、その関係性とは異なるものとして、「家」の情緒的關係を掲げる論調が台頭してくる。第二部では、「近代家族（家庭）」との種差性を押さえながら、「家」の情緒的關係に関する言説をその形成過程から検証する。そして、「家」と「近代家族」の対抗が先鋭化する夫婦関係および買売春制度、「家」の特色である擬制的親子関係を通して、「家」の情緒的關係に関する言説の論理構成と変遷を明らかにする。

## 第4章「家」と「家庭」の情緒

### —近代日本における家族観の対立と情緒の位置

第4章では、明治大正期の家族論を対象に、「家（家族制度）」の情緒的關係に関する言説が生成していく過程を検討した。明治初期においては、福沢諭吉ら明六社知識人、自由民権論者やキリスト教者などが、「西洋」の家族規範との対比のもとに旧来の家族のあり方を批判する家族論を展開し、「家庭」という言葉が定着していった。しかし明治中頃から政府の教育方針が保守化し、また民間のあいだでも国粋主義的な運動が高まっていった。そして検討から明らかになるのは、民法典論争を経て、「家（家族制度）」の情緒的關係に関する言説が形づくられていったということである。

分析の結果は以下の通りである。「家（家族制度）」の情緒的關係に関する言説は、「西洋」の「家庭」への対抗として、それとは異なるものとして構築され、時勢への適合を経ながらも、国家主義的な連帯の基盤とされていった。

「家（家族制度）」の情緒的關係に関する言説の論理構成は、その議論に最も大きな影響を与えた穂積八束による説明を代表とすれば、祖先の遺霊を受け継ぐ家長のもとに集った、「家」の成員の世代を超えた一体感であるといえる。しかしこの論理は、「家（家族制度）」の情緒的關係を語った全ての論者に共有されていたわけでは必ずしもなく、1910年代になると保守系論者のあいだでも祖先崇拜は衰退しているという認識が示されている局面があり、論者によっては記述が省かれていた。

そこで本論文が着目したのは、「家（家族制度）」の情緒的關係に関する言説に通底していた「西洋」への強固な対抗意識である。第4章でみてきた言説は、キリスト教や夫婦中心の家族のあり方、また「個人主義」など、各々の論者が「西洋」と関連しているとみなした要素への対抗として構築されているという面が強いことが示されている。

とはいえ、こうした伝統的家族の情緒的關係に関する言説があらわれるのは、日本に特有のことではない。19世紀の欧米圏においても、反産業革命の志向から、情愛につつまれた伝統的家族のイメージが形づくられた局面があった。近代日本の場合は、農村部を中心として伝統的な共同体が強固にあり、また国際情勢を背景とした反「欧米」の志向が加わって、家族情緒についての特徴的な言説が編成されていったのである。

以上の分析をもとに第4章では、「家（家族制度）」の情緒的關係に関する言説を、「近代」への反動的な想像力をもとに構築された伝統的家族像の一類型として、近代日本の特性も踏まえて位置づけた。

## 第5章 「和」としての夫婦間情緒

### — 1890～1920年代における「夫婦相和シ」の解釈とその論理構成

第5章では、明治大正期における、教育勅語の「夫婦相和シ」をめぐる議論を対象に、「家（家族制度）」の夫婦間の情緒的関係に関する言説を検討した。1890（明治23）年に国家主導の最高規範として公布された教育勅語には、「爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ」と、家族生活に関する徳目も記されており、「夫婦相和シ」はそのひとつだった。教育勅語は、第4章でもみた保守反動的な思潮を背景としており、夫婦間の関係性については、その情緒的関係を強調する「家庭」論とは異なる言説が形成されていた。第5章の検討から明らかにしたのは、「恋愛」や性愛など「近代家族」的な要素を抑制する、「家（家族制度）」の秩序に抵触しない範囲で定められた夫婦間の情緒的関係の言説の所在と、その論理構成である。

分析の結果は以下の通りである。まず井上哲次郎の『勅語衍義』など、教育勅語の制定後の代表的な「夫婦相和シ」の解釈においては、注釈書の執筆者が適切と思う範囲の権威服従関係が内包されていることを明らかにした。次に「夫婦相和シ」の解釈においては、「妾」の是非など、各論者が想定する夫婦像には異同があったこと、また「和」はキリスト教など、本来は矛盾するものも含む多様な理念を文言上は接続させることが可能であったことを明らかにした。最後に、「和」は夫婦間の感情が高まると壊れる情緒的関係とされているという、検証した時期に通底する論理構造を論証した。

以上の検討から導き出したのは、「和」という言葉は、「家（家族制度）」の秩序を乱さない範囲で、対立のない情緒的関係をあらわす言葉として解釈されていたということである。各論者はそれぞれの思想的背景から結婚や夫婦生活の理念を語ってはいたが、それは「夫婦相和シ」という言葉から想起された情緒的関係から、その状態に至るまでの道筋を遡及的に記していたものだった。そのため、「妾」がいてもいなくても、宗派が違っていても、「恋愛（自由）結婚」であってもなくても、最終的には「和」に帰結する構図は共通する言説が形成された。しかし、「平等」や「男女同権」など、「家」の秩序を乱すような「個人」の発生は、退けられていたのである。

丸山眞男は教育勅語の成立について、「儒教でなくて『国体』で基礎づけ」られたため、「個別的徳目」の列挙となり、「一つの世界観に基づくものではなくなった」と述べている（丸山 2000: 118）。第5章でみた夫婦像は、「一つの世界観に基づく」ものというよりは、

各論者が「家（家族制度）」の秩序を意識しつつ、これこそ「和」だと各々が思う夫婦の情緒的關係であったと位置づけられる。

第5章が先行研究に加える知見は以下である。それは、「夫婦相和シ」の解釈においては、「恋愛」や性愛など、明治初期の「家庭」論で論じられていた「近代家族」的な夫婦間の情緒的關係の要素は、「和」を壊すものとして位置づけられており、それとは異なるものとしての夫婦間の情緒的關係が記されていたということである。この知見は、本論文の構成のなかでは、「家（家族制度）」における夫婦間情緒に関する言説の分析として位置づけられる。

## 第6章 買売春と夫婦間情緒

### — 廃娼・存娼論における「公娼／私娼」カテゴリーと家族観の関連

第6章では、大正昭和前期における廃娼、存娼論を対象に、買売春と夫婦間の情緒的關係の関連を検討する。周知のように、近代日本においては公娼制度があり、買売春は国家に是認されていた。廃娼論は第4章でもみた「家庭」論と連動してあらわれた議論で、存娼論はこれに対抗するかたちで台頭した公娼制度の擁護論である。

第6章の検討から明らかにしたのは、廃娼、存娼論がそれぞれ、「家庭（近代家族）」と「家（家族制度）」の家族規範に依拠しており、夫婦間の情緒的關係、特に性愛関係の規範をめぐって対立していたということである。

分析の結果は以下の通りである。廃娼論は、第5章でも検討した「家庭」論の系譜にあたり、「恋愛」にもとづく「純潔」を軸とした夫婦間情緒を掲げていた。廃娼論においては、男性が公娼制度を利用することは、夫婦間情緒を壊す要素とみなされていた。

対して存娼論においては、「夫婦間だけ親密であれば其他は一片の儀礼に止めても宜いと云う」ような「偏狭な排他主義では生存の快適は味はわれない」といった言述にもみられるように、男性が公娼制度を利用することは、夫婦間情緒と矛盾する要素とは、必ずしもみなされていなかった。存娼論が語っていたのは、男性が公娼制度を利用しても壊されない、「夫婦間」の「親密」であったといえる。第5章では、教育勅語の「夫婦相和シ」の解釈において、「妾」があっても成立する夫婦間の「和」をみてきたが、存娼論と直接の影響関係はないが、同様の文脈を共有していたことが指摘できる。

第6章では、廃娼論と存娼論の対立を、存続の危機をむかえていた公娼制度と、新たに勃興した性風俗、そして「家」と「近代家族」のあいだで変動の過程にあった「家族」をどのように整合的に位置づけるかをめぐる見解の相違であったと位置づけた。廃娼論は「近代家

族」的な家族観と「性」の問題は個人の倫理観に委ねるという発想から、公娼制度の廃止を唱えた。そして存娼論は「近代家族」的な言説に配慮しつつ、公娼制度との共存で保たれてきた「家族」の秩序を擁護するべく、「私娼」を批判する議論を展開していた。「近代的」な「妻」と「娼婦」の分断ではおさまらない価値観および制度の残存が、「娼婦」という枠のなかで、「公娼」と「私娼」を分断する言説を形成していたというのが、第6章で導き出された知見である。

## 第7章 「犠牲」と「保護」の家族情緒

### —花柳界の「家族主義」と1930年代前後の「家族」言説

第7章では、昭和前期における存娼論と家族論を対象に、「家（家族制度）」の情緒的関係を語る際に動員された語彙を検討した。第6章でもみた公娼制度を支えた花柳界においては、営業主である抱主と芸娼妓が擬制的親子関係を形成しており、存娼論はその実態をもとに、花柳界の家族的な情緒的関係のイメージを発信していた。そのため、その関係性にまつわる言説からは、「家」の情緒的関係に関する言説がどのような語彙で構築されていたかが見出される。その検討からは、芸娼妓が抱主へ「犠牲」的に献身し、抱主が芸娼妓を「保護」するなどの言葉と論理で彩られた花柳界という「家族」の姿と、その関係性を語る際に用いられていた「家（家族制度）」の情緒的関係に関する語彙が、昭和前期における「家（家族制度）」をめぐる思潮とともに明らかになる。

分析の結果は以下の通りである。「犠牲」は、生家や抱主に対する芸娼妓の「犠牲」—献身的な態度が醸し出す家族情緒を表現するために動員された言葉であった。これは、「家（家族制度）」の秩序と情緒的な雰囲気担保する語彙として位置づけられる。

「保護」は、抱主が芸娼妓との関係性（擬制的親子関係）を表現するために動員された言葉である。そして廃娼運動が用意した「ホーム」との対比で、花柳界を情緒的な雰囲気包まれた空間として担保する語彙でもあった。抱主と芸娼妓の関係は、経済的な搾取を含めた権威服従関係だったが、花柳界の「家族主義」にまつわる言説では、そのような支配が芸娼妓を「保護」する情緒的関係として語られていた。それは、これまで本論文で検証してきたような、「家庭」論との対抗のもとに構築された、「家（家族制度）」における情緒的関係に関する言説と同様の文脈に属していた。第7章の分析は、第二部を通してみてきた「家（家族制度）」の情緒的関係に関する言説の昭和前期における様相を明らかにしただけでなく、

現代的視点では「家族」の外部に位置づけられる社会関係に着目したことで、「家族」言説を分析する射程を広げたことに求められる。

## 終章

終章では、第一部、第二部の各章の知見をとりまとめ、分析と考察をおこなった。第一部については、戦後の家族研究における「家」の情緒的関係への視座の後景化を学説史的に検討した。第二部については、検討してきた「家（家族制度）」の情緒的関係に関する言説の発生要因と、その言説に内在する戦略および社会的に果たした機能を、歴史社会学的に考察した。そして本書全体の検討が、家族社会学研究、特に近代家族論に付与する知見について言及し、「家」と「近代家族」の関係を再考することで、結びとした。

第一部の検討を通してまず指摘できるのは、1960年代の「核家族パラダイム」の成立前後から、家族研究において、「家」における情緒的関係をみる視点が後景化していったことである。核家族論を基礎理論に据えた「核家族パラダイム」は、戦前の「家」にかわる民主的な家族モデルが探求され、実態としても都市部に「核家族」が浸透していった戦後、特に高度成長期以降の日本社会に適合的なものだった。とはいえ、「家（家長的家族）」の情緒的関係についての理論でもあった戸田貞三の「感情的融合」概念が、権威服従関係が捨象されながら、小家族の結合を示す理論として戦後の家族研究者に受容されていったプロセスに象徴されるように、家族の情緒的関係についてのまなざしが、「核家族」の範囲に狭められていった面もあったというのが、本論文が導き出した知見である。

第二部で検討した「家（家族制度）」の情緒的関係に関する言説について指摘できるのは、「西洋」の家族道徳や「家庭」論の論理が部分的に取り入れられながらも、「家（家族制度）」としての紐帯を維持していくという論調は維持されていたということである。本論文では、「家（家族制度）」の情緒的関係の発生要因および機能を、「個人」の発露を抑え、制度や集団の維持に適うものとして設定されていた点と関連させて分析した。

近代自由主義的な制度においては、家族や恋人などの親密な関係の領域は、私的領域として切り分けられている。家族は個人の幸福追求の場として位置づけられており、国家や社会の公権力は介入しないという建前がとられている。

しかし大日本帝国はそのような「公／私」観にはたっていなかった。第二部を通してみてきた「家（家族制度）」の情緒的関係を語った論者たち—保守系知識人、国体論者、存娼論者など—に共通しているのは、家族の愛情や「性」の問題が個人の倫理観で統治されるとい

う発想の希薄さであり、そうした事態が広まることへの危機感である。「祖先教」、「忠孝」、「犠牲」、「親子」などの要素は、それ自体としては、必ずしも個人を抑圧するものではないかもしれないが、それらは政治利用、制度の保存といった利害関心のもとに、「家（家族制度）」の紐帯や情緒的関係を強化するものとして位置づけられていた。

第二部で分析した「家（家族制度）」の情緒の言説にあるのは、家族情緒を分断させる戦略である。時代を経るにつれ支持が高まる「家庭」的な家族像に対して、「家（家族制度）」の情緒的関係は対抗として掲げられた。そして、「家（家族制度）」としての情緒的関係を正統として位置づけ、時には「家庭」論の論理を取り入れながらも、「家庭」論において提起されていたような、個人が家族を形成して情緒的関係を営むという発想を退けることが、「家（家族制度）」の情緒的関係に関する言説が果たした機能であったというのが、本論文が道き出した知見である。

最後に以上の分析にもとづき、家族の情緒的関係を「近代家族」の要素として一元化する近代家族論の理論的枠組の問題について検討した。その検討のなかで、①伝統的家族の情緒への視点、②家族情緒を分断、分節化する言説の戦略、③戦前と戦後の「家」の情緒の連続性、この3点の問題を指摘した。